

暮らしのお知らせ

閲覧できます

素案の公表と意見の募集

市では、次の条例・計画についての素案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所 各担当課、行政資料室

条例・計画(素案)名と担当課	閲覧・意見の提出期間	提出・問い合わせ先・専用フォーム
こども計画 こども政策課 (市役所2階)	1月15日(水) (必着)まで	〒286-8585 花崎町760 ☎22-1270 FAX24-1086 Eメールko-seisaku@city.narita.chiba.jp
まち・ひと・しごと創生 総合戦略 企画政策課 (市役所3階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1500 FAX24-1006 Eメールkikaku@city.narita.chiba.jp
行政改革推進計画 行政管理課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1501 FAX24-1655 Eメールgyosei@city.narita.chiba.jp
有機農業実施計画 農政課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1541 FAX24-2185 Eメールnosei@city.narita.chiba.jp
土地の埋立て等及び土砂 等の規制に関する条例 環境対策課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1532 FAX22-4449 Eメールkantai@city.narita.chiba.jp
公共下水道事業経営戦略 下水道課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1553 FAX24-4354 Eメールgesui@city.narita.chiba.jp

(市役所1階)、下総・大栄支所、中央公民館、市立図書館、もりんぴあこづつ、三里塚コミュニティセンター、市ホームページ



市ホームページ

意見の提出方法 閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで各担当課へ。専用フォームからも提出できます

結果の公表 市の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは各問い合わせ先へ。

マイナンバーカードを使って パスポートの オンライン申請

1月15日(水)から、オンラインでパスポートの切り替え申請ができるようになります。

対象 ①次のいずれかのパスポートを持っていない人

- 有効期間が1年未満
- 査証欄の余白が見開き3ページ以下

利用方法 ①マイナンバーカードを使って、マイナポータルで申請

する。後日、市民課(市役所1階)で新しいパスポートを受け取る

次のような場合は申請できません

- 初めてパスポートを申請する
- パスポートの有効期限が切れている

○氏名や本籍の都道府県といった記載事項に変更がある

○パスポートを紛失した

○県外に住民記録がある

また、オンラインでの申請は窓口での申請よりも交付までに時間がかかる場合があります。

詳細は市ホームページで確認してください。



市ホームページ

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

管理・相続など 空き家対策セミナー・ 相談会

空き家に関する相続登記や不動産手続きについてのセミナーと相談会を無料で開催します。

期日 ②2月8日(土)
会場 ②中央公民館

内容と時間

○セミナー 午後1時30分～2時30分

○相談会 午後3時～4時30分

定員 ③30人(相談会は6組。先着順)

申込方法 ③セミナーは2月3日(月)

まで、相談会は1月27日(月)までに建築住宅課(☎20・1564)へ。専用フォームからも申し込みます



専用フォーム

※くわしくは同課へ。

設置前に申請を 受水槽の非常用給水栓

市営水道を使用している共同住宅などで受水槽を設置している場合、災害時に受水槽の水道水を利用するための非常用給水栓を設置できます。

設置には事前に申請が必要です。設置条件などは市ホームページに掲載しています。



市ホームページ

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

保温材で凍結を防止

冬季の水道

これからの季節は気温が下がるため、水道管が凍って水が出なくなったり、破損したりすることがあります。

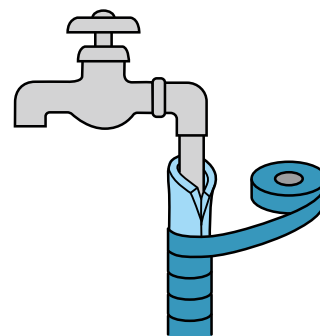
凍結を防ぐために、水道管を布・フェルトなどの保温材で保護してください。

もしも凍結した時は、直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけて解凍してください。

また、破損した場合は、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)を依頼してください。

漏水で料金が高額になる場合も

水道料金は、基本料金・従量料



金・消費税相当額の合計です。

基本料金は水道メーターの口径によって決まり、従量料金は使用量が増えるほど水量当たりの単価が高くなります。

破損による漏水で使用量が増大した場合でも、水道料金は使用者の負担となりますので注意してください。

水道料金の仕組みは、検針票の裏面や市ホームページで確認



市ホームページ

認できます。

※くわしくは水道部(☎22・0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕は船橋水道事務所成田支所(☎27・2232)へ。

墓地内の清掃は定期的に

いずみ聖地公園

墓地を清掃せずに放置していると、雑草が生い茂って隣接する墓地の使用者に迷惑がかかります。

墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合が有料で清掃を代行する制度があります。

代行を希望する人は、同組合(☎36・2292)へ申し込んでください。

使用許可の取り消しに注意

次のいずれかに当てはまる場合

は、墓地の使用許可を取り消すことがあります。

○使用者が死亡し、承継者がいない
○使用者が住所不明となって7年を経過した

○普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置していない

○管理料を3年間納付していない

住所などが変わったら手続きを
墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は速やかに手続きしてください。

特に、住所変更があった場合は納付書などの重要書類が届かなくなりまので注意しましょう。

式場・和室の利用

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。

料金(1時間当たり)

○式場

・使用料…2、530円(4時間を超えると1、100円)

・冷暖房費…275円

○和室

・使用料…1、100円(4時間を超えると550円)

・冷暖房費…55円

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

事業主の皆さんへ

償却資産の申告

償却資産とは、事業用の構築物・機械・運搬具・器具・備品などのことです。

令和7年1月1日時点で市内に償却資産を所有する事業主は、資産の多少にかかわらず1月31日(金)までに償却資産申告書を提出してください。

eLTAXを利用した電子申告もできます。



eLTAX

申告方法などの詳細は資産税課(☎20・1514)または市ホームページで確認してください。



市ホームページ

※くわしくは同課へ。

今月の納期限

1月6日(月)

- ①固定資産税(第3期)
- ②国民健康保険税(第6期)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④介護保険料(第6期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています

11月16日(土)～30日(土)

16日	産業まつり開会式 成田POPラン大会
17日	産業まつり農産物共進会表彰式
18日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動
21日	成田国際空港総合対策本部会議
22日	成田用水事業推進協議会総会
23日	大栄ふるさとふれあいまつり
26日	道路整備促進期成同盟会全国協議会要望活動
27日	議会運営委員会 定例記者会見
	12月定例市議会開会(～12月18日)
29日	全員協議会 玉造中学校創立40周年記念式典
30日	総合防災訓練



成田POPラン大会で(17日)

名簿記載通知を発送

裁判員制度

令和7年の裁判員候補者名簿に登録された人を対象に、裁判所から「名簿記載通知」を発送しています。

この通知は、令和7年2月～8年2月頃に、裁判員として選ばれる可能性があることを事前に通知するものです。

※くわしくは千葉地方裁判所(☎043・3333・5238)へ。

省エネルギーに向けた取り組み

ウォームシェア

ウォームシェアとは、家族で一



部屋に集まったり、公共施設や商業施設を利用したりして暖房の稼働台数を減らし、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

市ではウォームシェアを推進するため、公共施設の一部を開放しています。開放する日時や条件は、各施設に確認してください。

開放施設

市役所、保健福祉館、中央・下総・大栄公民館、市立図書館本館・公津の杜分館、もりんぴあこうづ、三里塚コミュニティセンター、中郷ふるさと交流館、赤坂ふれあいセンター、男女共同参画センター、国際文化会館、重兵衛スポーツワールド中台体育館、豊住ふれあい健康館、東小学校跡地複合施設、三里塚御料牧場記念館、下総歴史民俗資料館、成田観光館、まちかどふれあい館

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

事故を起こさないために

農業用施設

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や冬休み期間は、子どもの外出機会が増え、

事故が発生する可能性が高くなります。水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

令和6年度の結果を公表

学校監査

令和6年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之

同 岩 館 和彦

同 上 田 信博

期日 9月24日・27日

対象 橋賀台小学校、吾妻中学校、加良部小学校、新山小学校、向台小学校、豊住小学校、中台小学校、中台中学校

方法 令和6年度(8月末現在)の財務に関する事務事業の執行と施設の管理状況などについて諸帳簿類を調査し、関係職員から説明を受け監査を実施した

結果

○予算の執行
各学校の事務事業については、

その目的に沿って執行されており適正なものと認められた。なお、予算執行に当たっては、教育効果や年間行事等の状況を的確に判断し、時機を失することなく目的に沿って執行されるよう引き続き留意されたい

施設などの管理

施設管理全般においては、定期的な安全点検等を通じ修繕箇所を把握し、速やかに対応がとられるなど、おおむね適切に管理されていると認められた。現金や機密性の高い個人情報等については、各学校で校長室や職員室において、校長を中心とした適切な職員の鍵を管理し、施錠は適切に行われていた。なお、理科準備室の管理及び薬品等保管庫の施錠については、各学校でおおむね適切に行われていたが、一部の学校で薬品受払簿の記入漏れや整理整頓が必要な状況が見受けられた。また、図書室の管理運営では、学校図書館司書が工夫をして「読書マラソン」や読み聞かせなど、児童生徒の読書習慣を維持し、意欲を高める取り組みがなされていることが確認できた

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容＝防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語＝日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法＝右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス